

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年2月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500710号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500097号

第1 結論

請求者のA社における令和3年6月28日の標準賞与額を121万8,000円から150万円に訂正することが必要である。

令和3年6月28日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年6月28日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年6月28日

A社から令和3年6月に賞与が2回(令和3年6月10日及び同年6月28日)支払われたが、請求期間に係る標準賞与額の一部が、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険被保険者に対して同一月内に2回以上賞与が支払われた場合は、最後の賞与支払日にその月の賞与額を合算する取扱いとされているところ、A社から提出された「2021年(令和3年)6月10日賞与明細書」及び「B計算書」により、請求者は、請求期間において、同社から、オンライン記録により確認できる標準賞与額121万8,000円を上回る標準賞与額150万円(上限額)に相当する賞与の支払を受け(令和3年6月10日に121万8,050円、同年6月28日に40万円、合計161万8,050円)、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年6月28日に支払った賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出(令和6年9月17日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、

年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。